

競技者等行動規範

一般社団日本身体障害者アーチェリー連盟

(目的)

第1条 この規範は、一般社団日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）に登録している競技者及びスタッフ（以下「競技者等」という。）の一人ひとりが本連盟を代表する競技者等であり、規律ある行動をとる責務を負っていることに鑑み、競技者等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、もって本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、アーチェリー競技力の向上と普及・発展に寄与することを目的とする。

(行動規範)

第2条 競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、社会ルール（以下「法令等」という。）及び本連盟の規程を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。第三者に対し、法令等に違反する行為を指示又は強要しないこと。

(2) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(3) ハラスメントの禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むが、これらに限らない。）を行わないこと。

(4) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) 指定衣服の着用

本連盟又はその他の団体が開催する競技会、遠征、合宿、パーティー及びレセプション等の行事（以下「競技会等」という。）において、本連盟が指定衣服の着用を命じるときは、その衣服を着用すること。衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方法によること。

(6) ドーピング行為の禁止

ドーピング行為を一切行わないこと。健康上の理由によりやむを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め本連盟にその旨を報告しなければならない。

(7) 違法薬物の使用禁止

違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう。）を一切使用しないこと。

(8) 喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。

(9) 礼儀礼節の保持

社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、本連盟を代表する競技者等としての自覚と責任をもって行動すること。

(10) 名誉毀損行為等の禁止

本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。

(11) 秩序維持

本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。

(12) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと。

(13) その他

競技者等のうち、日本代表選手又はその活動をサポートするスタッフに選抜された者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を遵守すること。公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPC」という。）や国際アーチェリー連盟（以下「WA」という。）の競技会等に参加する際には、本連盟の行動規範に加え、これらの定める規約等に従うこと。

(報告義務)

第3条 競技者等は、自らこの規範に違反したとき又は他の競技者等が、この規範に違反していることを知ったときは、直ちに、本連盟に報告する。

(違反者の処分)

第4条 本連盟は、懲戒処分規程等に基づき、理事会の決議を経て、違反者を公正かつ適正に処分する。

(改廃)

第5条 この規範の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規範は、平成30年12月1日から施行する。